

## 割賦販売の基本判例(1)

後 藤 卷 則

はじめに

割賦販売に関する判例研究には、長尾教授の著作（長尾治助・判例クレジット法（一九九五年））を初めとして優れたものが多数ある。これに付け加えるべきことは多くないが、この問題に関する総合判例研究の執筆の依頼を受けた機会に、この分野の判決を整理・検討することにした。まず割賦販売法理の理解にとって不可欠であると思われる基本的な判決を獨協法学誌上で研究ノートとして発表し、これに関連する他の諸判決や各判決に関する考察を付け加える作業に移りたい。基本判例の整理自体は学問的意味のない筆者個人の準備作業にすぎないが、この分野には夥しい数の判決があり、その位置付けが困難なものも見受けられるうえ、筆者のように実務経験のない者にとっては理解が容易でない判決もあるため、研究者、弁護士、クレジット関係の実務家の方々のご教示・ご批判を受ける機会にできたらと思ひ、今回から数回に渡り、この問題を扱うことにした。このような形での執筆を許して

頂いた右総合判例研究の発行元出版社のご好意に感謝する次第である。

一 クーリングオフ (割賦販売法四条の三)

(1) クーリングオフとは、契約の申込みまたは締結後一定期間内であれば、申込者が無条件に解約(申込みの撤回または契約の解除)ができることをいう。通常は、契約がいったん成立すれば、錯誤、詐欺、強迫などの事由がなければ契約の無効または取消しを主張することができず(民法九五・九六条)、また、相手方の債務不履行その他の解除事由がなければ契約を解除することができないが(同五四〇〜五四三条)、クーリングオフの制度はこれらの例外で、一定期間内は何らの事由も要せずに解約することができる制度である。割賦販売法(以下、割賦法という)四条の三や訪問販売法(以下、訪販法という)六条で認められている。

クーリングオフの行使は書面による(割販四条の三)。そこで、口頭ないし電話によるクーリングオフの効力が問題となる。また、クーリングオフ権の行使期間は、販売店が割販法四条の三所定の書面を交付した日から起算されるため、この書面が交付されなかったり、交付した書面が法の要求する記載を欠いていた場合にどうなるかが問題となる。次の三判決がこれを扱う。

【書面によらないクーリングオフ—有効】大阪簡裁昭和六三・三・一八判時一二九四号一三〇頁—学習教材の立替払契約において、契約後、消費者が商品の受領を拒否し、販売店が持ち帰ったという場合に、書面によらない口頭でのクーリングオフを認めた。

割賦販売法がクーリングオフに書面を要求したのは、「期間内にクーリングオフをしたかどうか、後日紛争が生

じないよう明確にしておく趣旨であると解されている。右の趣旨であるとすれば、本件のようにクーリング・オフの期間内（七日）にその行使をしたことが明らかな場合には、書面によらなくてもクーリング・オフの効力を認めるのが相当である。」

クーリングオフ期間はこの判決当時は書面交付の日から七日だったが、現在では八日に改められている。

【書面によらないクーリングオフの有効】福岡高判平成六・八・三一判時一五三〇号六四頁―YはA販売店から袋帯等を三〇万円で購入し、代金の支払についてはXに立替払してもらおう旨の契約をした。この契約締結の直後、代金支払の目処がたたないことから、Yは、A販売店の支店長に口頭で売買契約を解消する旨を伝えた。この後に、Xは、Aに対しYの購入代金を立替払した。XからYに対して立替金を請求。一審はXの請求を棄却し、控訴審はXの請求を認容。本判決はその上告審であり、書面によらないクーリングオフを有効とした。

割賦販売法三〇条の六、四条の第三一項が、「申込みの撤回等を行う場合には『書面により』行うことを要する」としているのは、申込みの撤回等について後日紛争が生じないよう明確にしておく趣旨であって、書面によらない場合の申込みの撤回等の効力については、同条項はその申込みの撤回等は書面によらなければその効力がない旨を明文で定めているわけではなく、その結論は、同条項の立法の趣旨を踏まえての解釈の問題に帰着するというべきである。そこで検討すると、同条項は、訪問販売等においては購入意思が不安定なまま契約してしまい後日紛争が生じる場合が多いので、その弊害を除去するため、一定の要件のもとで申込みの撤回等を行うことができることにしたものであって、…いわゆる消費者保護に重点を置いた規定であること、書面を要する理由が申込みの撤回等について後日紛争が生じないよう明確にしておく趣旨であるとすれば、それと同等の明確な証拠がある場合には保護を与えるのが相当である（なお、仮に購入者がその立証ができなければ、その不利益は購入者が負うのは当然であ

る。)こと、から考えると、同条項が、書面によらない権利行使を否定したものと解釈するのは問題があるというべきである。」

【商品引渡時期の記載を欠く書面の交付―クーリングオフ期間は進行しない】大阪簡判平成元・八・一六(木村晋介) 本田純一 千葉肇・消費者取引判例ガイド「一九九四年」二二〇頁―割賦販売契約書に商品の引渡時期を記載し忘れた場合には、クーリングオフ期間は進行しないとした。「商品売買契約において納期時期の説明を受けることは通常のことと思われるのに、あえて、『商品の引渡時期』を記載すべきことを要求した法の趣旨、さらに、消費者保護と販売業者の利益の調整をはかる制度の趣旨から考えると、たとえ書き忘れにしろ、その記載を欠く不備な書面の交付をもってしては、クーリング・オフを阻止することはできないと解すべきである。」

(2) 訪問販売の場合も、クーリングオフの行使は書面によるべきこと(訪販六条)、クーリングオフ期間は販売店が訪販法六条の書面を交付した日から起算されることは割賦販売の場合と同じである。したがって、口頭または電話によるクーリングオフの効力が問題となること、また、書面が交付されなかったり、交付した書面が法の要求する記載を欠いていた場合にどうなるかという問題が生ずることは、割賦販売の場合と同じである。

なお、割販法四条の三第五項は、訪販法の指定商品を同条のクーリングオフの適用除外としているので、割販法と訪販法の双方の指定商品である商品のクーリングオフについては、訪販法の規定が適用される(割販四条の三第五項)。

次の五判決は訪販法六条によるクーリングオフ権の行使の場合であるが、割販売四条の三によるクーリングオフにとっても同等の価値がある。

【書面によらないクーリングオフ効力を生じない】大阪地判昭和六二・五・八判タ六六五号二一七頁―消費者が

訪問販売によって買った調理鍋の代金支払いについて信販会社が立替払したという場合で、消費者が電話でクーリングオフをした事例について、「そもそもクーリングオフ制度は、契約当事者の一方の単独行為により合意による拘束を免れることを認めるものであるから、その行使の方式を厳格にし、かつ、その効果の発生について後日紛争が生じないようにするにあるものと解される。それ故クーリングオフの方式に関する同条の規定は、これを厳格に解することが必要であり、被告の主張する右電話による本件売買契約の解除は、かりにその事実があるとしても、右売買契約を失効させるものでなかったといわなければならない」とした。

書面によらないクーリングオフの効力を認めなかった判決であるが、その後高裁レベルの肯定判決(前出福岡高判平成六・八・三一)が出たので、判例の趨勢は書面によらないクーリングオフを認める方向にあるといえる。

【クーリングオフの不告知―クーリングオフ期間は進行しない】大津簡判昭和五七・三・二三NB L二七一号一九頁―印鑑三点の立替払契約において販売業者がクーリングオフの権利の告知をしなかったため、契約の二年後でもなお契約解除が可能とした。

【クーリングオフの不告知―クーリングオフ期間は進行しない】篠山簡判平成元・三・一六(国民生活センター監修・消費生活判例ファイル「一九九一年」一二六頁)―クーリングオフの権利の告知がされていない(契約書面の交付がない)ので、クーリングオフの権利行使を行い得なくなる起算日が来ないことになるから、消費者はいつでも申込の撤回等ができるとした。

【クーリングオフ権の行使の妨害―クーリングオフ有効】大阪簡判昭和六一・一二・二五生活行政情報三三八号八九頁―消費者Yは、Aから教材を購入し、その代金の支払いのためXとの間で立替払契約を締結したが、翌日ハガキでクーリングオフをした。ところが、二日後、AのセールスマンBがY宅を訪れ、強引に再契約を求め、Yはや

むをえずこれに応じた。二日後、Yは再契約についてもハガキでクーリングオフをしたが、その翌日、Bが、Yの妻に対し約一時間に渡り、印鑑のないハガキによるクーリングオフは効力がない旨述べて再契約の続行を迫ったため、Yの妻はハガキによるクーリングオフは効果がなく、これ以上何を言っても無駄だという気持ちになり、翌日のXからの電話確認に対して「ハイ」と答えた。この場合につき、判決は、クーリングオフは有効であり、消費者Yは信販会社Xに対して支払う義務はないとした。

【クーリングオフ制度の利用が不法行為に当たるとされた事例】名古屋地判昭和五五・一一・二一判時一〇一四号九二頁―Xが訪問販売により高価本をAらに販売する契約を締結した直後、Y<sub>1</sub>の従業員Y<sub>2</sub>がこれを関知し、クーリングオフ制度を利用してAにXへの解除通知を発送させ、改めて同一の本をAに一割引で販売する契約をした。そこで、XがYに対して、売買益の喪失による損害と信用低下による損害の賠償を求めた。

「クーリングオフ制度の趣旨は、訪問販売においては、セールスマンの主導の下に、巧みな言辞に影響され、購入意思が不確定なままに契約の締結に至ることがあるので、購入者に考え直す機会を与え、購入意思がなくなった場合には無条件で契約解除ができることとしたものであるところ、A外二名は被告Y<sub>2</sub>の不当な働きかけの結果、原告からの購入意思はなくなりましたが、同じ書籍を」購入する意思はなくしてはいないし、購入意思が不確定なまま契約を締結したわけでもないから、右六条の規定による解除権を行使できる場合に当たらず、そうであるのに被告Y<sub>2</sub>においてA外二名に右解除権を行使させたのであって、…そうだとすれば、被告Y<sub>2</sub>は民法七〇九条の規定により、被告Y<sub>1</sub>は同法七一五条により、原告に生じた後記損害を賠償する責任がある。」

(3) クーリングオフの際、申込みの撤回等の意思はどの程度表示されている必要があるか。次の事例は、招待旅行での呉服の立替金請求について、消費者が送った手紙の内容が割减法四条の三のクーリングオフの意思表示に当

たるとしたものである。

【クーリングオフの意思表示といえるか—肯定例】神戸地判昭和六三・一二・一判時一三二一—号一四九頁—手紙の最後を「何卒御事情御察知くださいませ了承頂きたく、おことわり傍々お願い申し上げます」と結んでいる場合に、クーリングオフの意思表示として有効とした。他の事例としては、販売会社の従業員に対して「子供がやる気がないからやめたい。本件教材を持ち帰ってほしい」と告げた場合にクーリングオフの意思表示と認めたものがある(古川簡判昭和六二・六・一五NBL四三一—号四九頁)。

## 二 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限(割賦販売法六条)

### 1 通常の使用料

割賦販売法の制定(一九七一年)前には、予め高額な使用料で違約金を定めておくとか、契約が解除された場合には消費者の既払金を全額損害賠償として当然に没収できるといった損害賠償の予定がなされることが多かった。そこで、割賦販売法六条は、購入者がこのような不利益を受けることを防ぐため、損害賠償等の額を一律に定め、損害賠償額の予定ないし違約金の定めがある場合にも、右の一律に定まられた額を超える損害賠償等の請求を認めないこととした。

この額は、契約解除により商品が返還された場合には、当該商品の「通常の使用料」とされる(割賦法六条一項一号)。契約が解除されると、双方に原状回復義務が生ずるから(民法五四五条一項)、買主が商品を受け取って

ればそれを売主に返還し、売主が代金の一部を受け取っていけばそれを買主に返還することになるが、買主が解約するまで商品を使用していけば、使用利益を売主に返還する必要がある。これが、買主が商品を返還した場合に「通常の使用料」を賠償すべきだとされる理由である。

これに関し、家庭電気、国内書籍、教育機器、ガス器具、寝具などの各業界が定めている統一的な標準使用損料が、当該商品の「通常の使用料」に当たるかどうかが問題とされた。

【通常の使用料の意義】大阪高判昭和五五・二・二九下民集三三卷一〇四号二九七頁、判タ四二一〇九三頁―電気業界が定めた標準仕様損料表は、割賦販売法六条一項一号所定の「通常の使用料」に当たらないとした。「割賦販売法六条一号の『通常の使用料』とは一般の賃貸借などにおける通常の使用料の額を指し、特別な損耗料を含むものではないし、同号括弧書所定の『返還された時における価額』とは返還商品の中古品としての転売可能価値をいうものであるところ、控訴人主張の標準使用損料表は〈証拠〉によっても単純な賃借料などの合理的に算定された通常の使用料ないし返還商品の適正な価額を示すものと認められないし、他にこれを認めるに足る的確な証拠がない。また、右の使用料ないし返還商品の価額は、公正な機関による評価に従い合理的に算定すべきものであって、予め売主側で使用料算定のための料率表による旨を約款に定めても、合理的算出根拠が認められない限り同表によらねばならないものではない」。

これによると、標準損料を定めても拘束力はなく、売主・買主で話し合い、割賦販売法六条一項一号の趣旨を踏まえて使用料の額を決めることになる。

## 2 割賦販売法六条の類推適用

(1) ローン提携販売では、購入者が販売業者の保証のもとに金融機関から融資を受け、それを商品の代金として一括して支払い、金融機関に分割して返済する(後出七参照)。そこで、購入者が支払いができなくなると、保証人である販売業者に請求し、保証債務を履行した販売業者は購入者に対し求償権を行使する(民法四五九条)。この求償権行使について、割賦販売法六条が類推適用されるとした判決がある。

【割賦販売法六条の類推適用】ローン提携販売における求償権行使の場合(肯定) 最判昭和五一・一一・四判時八三六号四八頁―「本件のごときいわゆるローン提携販売において、商品の買主が売主に対し負担する求償債務は、その実質において割賦販売代金債務と異なるものではないから、買主の右求償債務不履行の結果売主によって留保所有権が行使され、商品が売主に取り戻され、買主が売主に対し求償債務の残額から右取り戻された商品の価格を控除した額の金員を一時に支払うこととなった場合においては、商品の割賦販売契約が代金債務不履行により解除された場合と同視し、右金員に附加して支払うべき遅延損害金の額については、割賦販売法六条が類推適用され、商事法定利率である六分の割合に制限されるものと解するのが相当である」。

(2) これに対して、リース契約に対する割賦法の類推適用については、次の判決がこれを否定する。

【割賦販売法六条の類推適用】ファイナンスリースの場合(否定) 水戸地判昭和五二・三・一五判時八五九号一〇七頁―ホテル用の冷暖房装置一式のリース契約における損害額の予定には、割賦販売法六条が類推適用されないとした。その理由として、リース契約は、①経済的機能が与信契約とされるもので、売買契約とは異なること、②リース料には目的物の価額のほかに各種の費用が含まれているから、リースの目的物の価格をもって割賦法六条の販売価格と見ることできないこと、③本件リースは商人間の契約であることが挙げられている。

しかし、判例がリース契約と同じく与信の機能が強いローン提携販売に割賦法六条の類推適用を認めていること

からすると、リース契約につきこれを否定するのは疑問である。なお、本判決は、割賦法の類推適用を否定する根拠として当該契約が商人間の契約であることを挙げており、消費者リースについては割賦法の類推適用が可能とする趣旨と考えられなくもない(消費生活判例ファイル三三五頁参照)。

### 三 割賦購入あっせん契約の法的性質

割賦購入あっせん契約の法的性質に関する学説には、準委任契約説、代位弁済契約説、契約上の地位譲渡説、消費貸借契約説などがあるが(北川善太郎・債権各論「一九九三年」一二三頁)、判例上現れた割賦購入あっせんには次のようにいくつかの類型のものがあり、割賦購入あっせんの法的性質についてもその類型に応じて多様な判断がなされている(割賦購入あっせん契約の類型については、清水巖「クレジット契約と消費者の抗弁権」現代契約法大系第四巻「一九八五年」二六二頁以下参照)。

【準委任契約説】名古屋地判昭和六〇・二・八判タ五五四号二八一頁—Yは、A工務店との間で代金四〇〇万円の請負契約を締結し、その支払いについてXクレジット会社と立替払契約を締結した。Xに支払うべき分割金総額は五九〇万円だった。Yが分割金の支払いを怠ったので、Xがこれを求めた。

判決は、立替払契約は消費貸借契約ではなく、準委任契約と解するから、利息制限法の適用はないが、残金を一括請求する場合には、分割払いの最終期限までの未経過利息は控除しなければならないとしたうえ、とはいっても、請負代金と分割金総額の差額である一九〇万円のうちの利息に相当する部分を確定できないし、本件契約が実質的には消費貸借にきわめて類似した性質を有していることから、未経過利息分を計算するにあたっては、右一九

○万円全額が利息に該当するものとして計算すべきだとした。

【売買契約説】 仙台高判昭和四七・八・三〇判時六八九号七九頁「購入あっせん業者を売主とする売買契約が成立するとした。すなわち、共同組合発行のクーポン券による普通乗用者の割賦販売に基づき、組合が買主に対し割賦金の請求をした場合に、「例外的に割賦金完済まで商品の所有権が共同組合に留保される場合には、その所有権は加盟店頭で現実の取引があったときに加盟店から共同組合に移転し、共同組合と利用者間に所有権留保付割賦売買契約が成立したものと解するのが相当である」とし、組合の加盟店である自動車販売業者が行方不明のために組合の買主に対する自動車名義の変更登録申請義務の履行が期待できない以上、買主は信義則上、割賦金の返済につき同時履行の抗弁権を取得したものといえるとして、組合の請求を棄却した。

【代位弁済・債権買取契約説】 大津簡判昭和五七・三・二三消費生活判例ファイル二四頁「立替払契約は、「固有の求償権とともに売買代金債権を取得する代位弁済契約、もしくは、売買代金債権を商品所有権とともに買取る債権買取契約の実質を有する」ので、販売業者に主張できた抗弁は信販会社にも主張できるとした。

【代位弁済説】 大阪簡判昭和五五・一一・二七、下民集三二卷一〇四号三〇九頁、法時五四卷八号一五八頁「クレジットで購入した英会話教材の収納箱に欠陥がある場合に、信販会社は販売店に代金を立替払すること（代位弁済）によって法律上当然に販売店の買主に対する代金債権を取得する（民法五〇〇条）ので、信販会社は一面において実質上商品の売主（販売店）と同視すべきであるとして、正常な物が引き渡されるまでクレジット代金の支払いを拒否できるとした。

【保証契約説】 東京地判昭和五七・二・五判時一〇五三号一三八頁「自動車の立替払契約に「購入商品の引渡し及び車検整備の実施は、契約成立後、直ちに行なわれます」という条項がある場合に、購入者は本来自動車と引換に

代金を支払えば足りるから、購入者としてはその引渡がないのに立替金の請求を受けるといったことのないよう配慮した上で本件契約締結に及ぶと解するのが合理的であること、信販会社と販売店の間には特約店契約による信頼関係があり、信販会社が販売業者の商品引渡を保証することは格別の負担とはならないのみならず、商品引渡を確実にならしめることにより、かえって顧客を獲得しやすくなることから、上記の条項は信販会社が販売業者の商品引渡義務を保証したものと解し、販売業者が倒産した場合、買主は、信販会社の保証債務の履行不能を理由として立替払契約を解除できるとした。

#### 四 売買契約と立替払契約の関係

##### 1 両契約の一体性、密接不可分性

割賦購入あっせんにつき抗弁の接続を認めた昭和五九年割賦法改正前の取引について抗弁の接続を認めた判決の中には、以下の諸判決のように両契約の一体性あるいは密接不可分性を根拠としたものが多数ある。また、販売業者・信販会社・購入者の三者間に一個のクレジット販売契約が成立することを認める判決もある。

【両契約の一体不可分性】千葉地判昭和五六・四・二八判時一〇一八号一四頁―売主の倒産により売買の目的物である自動車を買主に引き渡されない場合に、売主は一方で、自動車の売買においては当事者として、他方、その売買目的を達成するためのローンの関係では信販会社の代理店として関与し、消費者に対する関係では法的に二重の地位に立つものようであるが、経済的効果からみれば、売買によって自動車を消費者に引渡すという一つの効

果を達成するために消費者と契約したものである。したがって、売主の倒産・代表者の逐電による不利益は単なる顧客にすぎない消費者に負担させるよりは、その原因を作った売主を代理店又はローンの加盟店とし、その信用調査の機会が十分に与えられ、かつ、この点に配慮を払うべきであった信販会社に負担させることが公平であり、実質的経済的に密接な関係のある自動車売買と立替金契約とを切り離して、立替契約の効果のみを主張するのは信義則に反するとした。

【両契約の一体不可分性】福島地判昭和五九・六・二七判時一一三七号一一九頁―X(信販会社)Y(消費者)間の立替払契約は、法形式上は、A(販売業者)Y間の売買契約と別個の契約ではあるものの、立替払契約のみが独立して契約されることはない。また、XとAとは平素から業務提携関係にあり、Aと顧客との間の商品割賦販売契約により相互に利益を享受しあう関係にある。さらに、YからすればXに対する立替金の支払いは、Aに対する割賦販売代金の支払いをなすのと実質上何ら異ならず、経済的にはXとAとは売買契約について一体として売主側に立つものと評価しうる。このような実態に鑑みると、AがYに対して本件自動車販売機の引渡義務を履行しないのに、売主側と評価されるXが実質上割賦販売代金と同視しうべき立替金の支払いを求めるのは信義則に反し許されないとした。

【両契約の相互依存性・牽連性】秋田地判昭和六一・一一・一七判時一二二二号一二七頁、判タ六二六号一六〇頁―売買と立替払契約の締結状況や顧客に対する立替払契約についての電話確認を売主が代行したことを考慮し、両契約はいわば相互依存の関連性をもつことから、売買および立替払契約の内容について必要な事項を説明せず締結した立替払契約上の与信債権の行使は信義則に反し許されないとした。

【一個のクレジット販売契約が成立】松江簡裁昭和五八・九・二二判時一一一九号一三二頁―売主が倒産したた

め、買主が売主の履行不能を理由として契約を解除した場合に、本件売買契約と本件立替払契約とは、一個のクレジット販売契約の不可欠の構成部分であり、したがって、成立上、効力上、履行上完全な牽連関係に立つとして、立替払契約上の既払金の返還請求を肯定した。

【一個のクレジット販売契約が成立】神戸簡判昭和六〇・八・二八判タ五七七号五三頁―ベルギーダイヤモンド社のダイヤの売買は、売買に名を借りた無限連鎖講であって公序良俗に反し、無効であり、クレジット会社からの請求は認められないとした。信販会社および販売業者は、いわゆる豊田商事グループの系列会社であって、経済的に密接な連携関係があり、販売業者・信販会社・購入者の三者間に本件ダイヤモンドを目的とする一個のクレジット販売契約が締結されており、本件売買契約と立替払契約との間には一体的な関係があるから、購入者は販売業者に対する前記無効の抗弁をもって信販会社に対抗し得るとした。

## 2 与信者の義務違反

右に見たように、抗弁の対抗を認める初期の判決には、売買契約と立替払契約の一体性や密接不可分性を根拠とするものが多かった。しかし、その後、両契約の一体性・密接不可分性という視点に加えて、供給者の商品引渡しを確認しないし確保する与信者の義務を問題とする判決が現れてきた。

【与信者の確認義務違反】仙台高判昭和六三・二・一五判時一二七〇号九三頁、判タ六六三号一三四頁、金法一一一四号三一頁―「当事者の契約意思を合理的に解釈すれば、購入物件の引渡の有無など売買契約に基づく販売店の義務の履行とは完全に無関係に立替払を依託し、何はともあれ、信販会社に対する支払義務は負担するということとは通常考えられず、換言すれば立替払契約と売買契約とはその成立、効力発生ないしその履行の点において相互依

存の關係にあると考えていると解するのを相当とし、しかも前記買主の抗弁権を認める新法条の施行が近づいた時点においては売買契約に基づく引渡の有無を原因とする購入者と信販会社間の立替金（求償金）をめぐる紛争が多発したことは周知の事実であり（その故にこそ前記法条制定の機運が生まれたものである）、信販会社も右状況は当然知悉していたことを考慮すると、信販会社が直接購入者と立替依託契約を締結する方式をとらず、加盟販売店を通してその手続がなされ、しかも信販会社において販売店と購入者との間の売買契約の正確な詳しい内容ないしは引渡などの履行の有無につき購入者に問い合わせるなどして確認しようと思えば容易にこれらの措置をとりえたのにこれに格別の関心を払わず何ら確認することもしなかった場合においては信義則に照らし、信販会社と購入者間に立替委託契約の成否・効力を売買契約の成否・効力にかからしめるとの暗黙の合意（換言すれば、購入者に対する引渡等の確認をすることなく立替払を実行するときはその実行による危険は信販会社が負担するとの特約）がなされたものと認めるのを相当とする。」

### 3 最判平成二・二・二〇

右のような下級審判決の流れの中で、平成二年に至り、最高裁は、立替払契約と売買契約は法的には別個の契約であり、割賦販売法三〇条の四第一項の規定は、法が購入者保護の観点から創設的に認めたものにはかならないから、右改正前においては、あっせん業者と購入者との合意、あるいは販売者の不履行の結果をあっせん業者に帰せしむるのを信義則上相当とする特段の事情があることを根拠として例外的に抗弁接統を認めうるのみであるという判断を下した。

【割賦法の抗弁接統規定の意味―確認的規定でなく創設的規定】最判平成二・二・二〇判時一三五四号七六頁、判

タ七三一号九一頁「個品割賦購入あっせんは、法的には、別個の契約関係である購入者、あっせん業者間の立替払契約と購入者・販売業者間の売買契約を前提とするものであるから、両契約が経済的、実質的には密接な関係にあることは否定し得ないとしても、購入者が売買契約上生じている事由をもって当然にあっせん業者に対抗することはできないというべきであり、昭和五九年法律第四九号（以下「改正法」という。）による割賦販売法三〇条の四第一項の規定は、法が購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたものにはかならない。したがって、右改正前においては、購入者と販売業者との間の売買契約が販売会社の商品引渡不履行を理由に合意解除された場合であっても、購入者とあっせん業者との間の立替払契約において、かかる場合には購入者が右業者の履行請求を拒み得る旨の特別の合意があるとき、又はあっせん業者において販売業者の右不履行に至るべき事情を知り若しくは知りうべきでありながら立替払を実行したなどの右不履行の結果をあっせん業者に着せしめるのを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、購入者が右合意解除をもってあっせん業者の履行請求を拒むことはできないものとするのが相当である。」

割販法三〇条の四第一項の抗弁接続規定を、購入者が本来有する抗弁を確認的に規定したものと見るならば、指定外の商品や役務等、あるいはローン提携販売、リース等でもこの規定を類推する余地がある。しかし、最高裁が右の規定を法が新たに認めたものとしたことから、この規定の適用は限定されることになった。

#### 4 最判平成八・一一・二二同一契約当事者間に複数の契約が存在する場合

立替払契約の場合には、購入者が、販売業者（売買契約）および信販会社（立替払契約）との間で契約をする  
が、これと異なり、同一契約当事者間に複数の契約が存在する場合についての注目すべき判決として次のものがあ

る。

【リゾートマンションの売買契約とスポーツクラブ会員契約の関係】最判平成八・一一・一二民集五〇卷一〇号八三頁―不動産会社がリゾートマンションを建築し、これを分譲する契約をするともに、マンションを購入した者を会員とするスポーツクラブ会員権契約を締結したが、同マンション内の屋内プールの完成が遅延したので、マンション購入者が売買契約および会員権契約を解除して売買代金等の返還を求めたという事案につき、最高裁は、不動産会社による「屋内プールの完成の遅延」という本件会員権契約の要素たる債務の履行遅滞により、本件売買契約を達成する目的を達成することができなくなったものというべきであるから、本件売買契約においてその目的が表示されていたかどうかにかかわらず、右の履行遅滞を理由として民法五四一条により本件売買契約を解除することができる」と判断した。

この判決は、同一当事者間の債権債務関係が形式上は二個以上の契約からなっても、「それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、いずれか一個の契約が履行されるだけでは契約を締結した目的が全体として達せられない」と認められる場合には、一個の契約の債務不履行を理由としてその契約と併せて他の契約も解除できると判示するが、この判断は、同一契約当事者間に複数の契約が存在する場合のみでなく、複数の契約当事者間の二つ以上の契約が、「それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、いずれか一個の契約が履行されるだけでは契約を締結した目的が全体として達せられない」と認められる場合にも適用可能と思われる。そうだとすると、この判決の考え方は、右平成二年最高裁判決を修正する可能性がある（大村敦志・契約法から消費者法へ「一九九九年」三二八頁）。このような観点から見ると、立替払契約につき右の平成八年最判の判断に繋がると思われる判断をしている一連の下級審判決が改めて注目されることになる。そこで、以下では、この点に

注意しつつ抗弁対抗の問題を個別事由ごとに見てみよう。

## 五 対抗の個別事由

### 1 契約の不成立

【両契約とも不成立】本庄簡判昭和六〇・三・二五生活行政情報三一八号一〇九頁—英会話教材の売買とその立替払契約について、消費者には海外旅行ができるクラブへの入会と思わせていた場合に、他に特段の事情がない限り、消費者が売買と立替払契約の申込の意思を有したと解することはできないとして、両契約の不成立を認め、信販会社の請求を棄却した（控訴審である秋田地判昭和六一・一一・一七判時一二二二号一二七頁、判タ六二六号一六〇頁は、両契約の成立を肯定し、立替金請求を信義則違反とした）。

【両契約とも不成立】長崎簡判昭和六二・六・一消費生活判例ファイル一〇三頁—別の積立契約に申し込んだのに、布団の売買とその支払いに関する立替払契約の申込書の上に積立契約の契約書を重ねて署名捺印させたため、それぞれについて署名した結果になってしまったという場合に、売買契約は不存在であり、立替払契約は売買契約と主と従、目的と手段との関係にあり、売買契約が不存在である以上、立替払契約も存在しないと解すべきであるとした。

【両契約とも不成立ないし効力不発生】仙台高判昭和六三・二・一五判時一二七〇号九三頁、判タ六六三号一三四頁—立替払契約を利用した自動車の売買契約で、引渡すべき自動車が特定されないまま売主が倒産し、引渡しがない

可能になった場合に、売買契約は成立しないこと、あるいは、成立したとしても、特定をみることなく履行不能となり売買としての効力を生じないことを理由として、立替払契約も効力は発生しないか、あるいは効力を失ったものと扱われることになり、立替払契約請求は理由を欠くこととなるとした。

## 2 行為無能力による取消

【未成年者取消および割賦法三〇条の四による対抗を肯定】大分地判平成三・六・二七判例集未搭載―未成年者による振袖（総額一六万円）の購入が、法定代理人から許された財産の処分（民法五条）に当たらないとして売買契約の取消を認め、割賦法三〇条の四により、売買契約の取消をもって割賦購入あっせん業者に対抗できるとして、立替金請求を棄却した。

## 3 公序良俗違反

名古屋高裁金沢支部は、昭和六二年八月三十一日にいわゆる「福井印鑑マルチ事件」と呼ばれる同一事件（訴訟当事者は異なる）に関する二件の判決を出している。問題となったのは、「ジャパンシステム会」なる販売方法であり、まず入会金一〇〇〇円を支払って会員となったうえで商品（印鑑セット、後に呉服になった）を代金一八万円で購入し、その後、同様な入会者を三名勧誘すると広告宣伝費の名目で五万円の還付金が受領でき、五代目の子孫に相当する三六三名から六〇五万円が受領できるというものである。

【売買契約は公序良俗違反、立替払契約は公序良俗違反でない】福井地判昭和六〇年三月二十九日判例時報一一六一号一七七頁、判例タイムズ五五九号一八四頁―印鑑セットの売買が無限連鎖講加入を目的とする名目的なもので公

序良俗に反し無効としつつ、立替払契約は売買とは別個の契約であり、信販会社が本件売買の実情を知悉していたことは認められないのみならず、信販会社がその取引に疑問を持たなかったとしても、これを非難することはできないと認めるのが相当であり、立替払契約自体は公序良俗に違反しないとして、買主の抗弁を排斥した。

控訴審である名古屋高金沢支判昭和六二・八・三一判時一二七九号二二頁は、印鑑セットの売買契約は通常の商品売買契約と連鎖型金銭配当契約とが合体したもので、後者の部分は法律で禁止された無限連鎖講の实体を備え公序良俗に反し無効であるが、右事情を知らなかった信販会社と買主間の立替払契約は無効とはならないとした。この判決は、同一日付の次の判決と同じ裁判官によるものであり、売買契約についての判断は同じであるが、信販会社が取引の実情を認識していたかどうかの評価が異なり、この点が立替払契約の有効性に関する結論を分けた。

【売買契約の一部が公序良俗違反無効、その部分の立替払契約も無効】名古屋高金沢支判昭和六二・八・三一判時一二五四号七六頁―ネズミ講方式の印鑑売買契約は通常の売買契約と連鎖型金銭配当契約が合体したもので、後者は無限連鎖講を禁止した法の趣旨に反する極めて射倖性の強い反社会的な契約といわなければならないから、この部分は公序良俗に反し無効であるとし、信販会社は金銭配当部分が無効であることを知りながら立替払契約をしたのであり、立替払契約自体も右部分について無効とすべきだとして、この部分についての信販会社の買主に対する立替金請求を棄却した。なお、原審である福井地判昭和六〇・一〇・三〇消費生活判例ファイル一五六頁は、本件売買契約はねずみ講を禁止した法の趣旨に反し無効であるとしたうえ、この商法が社会問題化した後に信販会社はその商法を認識し、かつこれが不相当であるとの判断を有しなげられた立替払契約に基づく立替金請求は、著しく信義に反するとしていた。

名古屋高金沢支判昭和六二・八・三一付の右二判決は、いずれも売買契約の一部を有効とするが、売買代金が支

払われているとしても実質的には売買に名を借りた無限連鎖講類似の取引であり、売買契約の一部が有効とする判断は疑問である。

#### 4 心裡留保、虚偽表示

購入者は、供給業者との間の心裡留保、あるいは虚偽表示を理由として立替払契約の無効を与信業者に抗弁として主張しうるか。とりわけ、立替払契約の基礎である売買契約が虚偽表示（民法九四条）である場合に、信販会社は九四条二項の第三者に当たるか。割賦法三〇条の四が、信販会社の善意・悪意を問題にせずに、売主に対して生じている事由を信販会社に対抗し得ることとの関係をどう解するかが問題となる。

【民法九四条二項と割賦販売法三〇条の四との関係】長崎地判平成元・六・三〇判タ七一一号二三三四頁―売買契約が虚偽表示により無効である場合に、購入者は立替払契約においても無効を主張しうるとした。クレジットの利用が初めてで、その仕組みを理解していない未成年者に、売主が詐欺的言動で名義使用を承諾させたケースにおいて、信販会社が名義貸の事実を知らなかった場合にも信販会社に対して虚偽表示の主張をすることは信義則に反するとはいえないとした。

心裡留保、虚偽表示の問題は、主として名義貸し・名義冒用（実際には商品を販売していないにもかかわらず売買契約があったこととして信販会社から立替金を詐取するような場合）などの場合に生ずる。これについては多数の判決があるので、項を改めて検討することにする。

#### 5 錯誤無効

【売買契約は錯誤無効、立替金請求は信義則・公序良俗違反】高松高判昭和五七・九・一三判例時報一〇五九号八頁―欠陥タイヤ削磨機の欠陥につき売買契約は錯誤により無効であり、立替払契約について抗弁権の切断を認めるところは信義則および公序良俗に反するとして、信販会社から買主に対する立替金請求を認めなかった。

【売買契約・立替払契約ともに錯誤無効】名古屋地判昭和五八、一一、一四判時一一一四号七二頁―海外旅行に安く行ける会員契約と誤認して、立替払契約を利用した英会話教材の売買契約がなされた場合に、売買契約の動機はその支払手段である立替払契約の要素ともなるもので、立替払契約も無効とした。

これに対して、控訴審である名古屋高判昭和六〇・九・二六判時一一八〇号六四頁、判タ五六八号七〇頁は、消費者の表示された動機に錯誤があることを販売業者が認識しているから、売買契約は錯誤により無効であり、売買契約の無効により当然に立替払契約が無効になるものではないが、信販会社と販売者とに密接な取引関係があったから、信義則上、購入者は信販会社に対して売買契約の無効を対抗することができるとした。

## 6 二重弁済

購入者が与信業者と立替払契約締結後に販売店に代金を支払った場合に、これを与信業者に対抗しうるか。次に挙げる信義則、債権の準占有者への弁済によるもの他、黙示的な代理権の授与(桐生簡判昭和五七・九・三〇判タ四九六号一六二頁)、表見代理(鹿島簡判昭和五九・五・一六消費生活年報一九八八年度所収)などを根拠として販売店への弁済を有効とする判決がある。

【信義則によるもの】鹿島簡判昭和五九・一〇・三一消費生活判例ファイル五五頁―消費者が販売業者との間で支払条件を変更し、割賦金を販売業者に一括弁済した場合に、販売業者またはその従業員の行為を無資格ないし無権

限なものとして争うことは信義則に照らし許されるべきでないとして、販売業者に対する代金支払いは信販会社に対して効力をもつとした。

【債権の準占有者への弁済によるもの】 仙台高判昭和五七・一一・一二金商六六五号四六頁―立替払契約による購入者が契約書に署名後、思いなおして代金全額を販売店のセールスマンに支払った場合に、信販会社が販売店に立替払契約の締結および改定の申込みおよびその撤回の意思表示を受領することの代理権を授与したが、一括弁済金を受領する権限は授与していないとしつつ、販売店は債権の準占有者と考えられるので、立替金返還債務の有効な弁済になるとした。

## 7 販売店の債務不履行

【引渡未了―立替金請求は信義則違反】 前出千葉地判昭和五六・四・二八判時一〇一八号―一四頁―売主の倒産により売買の目的物である自動車を買主に引き渡されない場合に、売主の倒産・代表者の逐電による不利益は単なる顧客にすぎない消費者に負担させるよりは、その原因を作った売主を代理店又はローンの加盟店とし、その信用調査の機会が十分に与えられ、かつ、この点に配慮を払うべきであった信販会社に負担させることが公平であり、実質的経済的に密接な関係のある自動車売買と立替金契約とを切り離して、立替契約の効果のみを主張するのは信義則に反するとした。

【引渡未了―立替金請求は信義則違反】 福島地判昭和五九・六・二七判時一一三七号―一九頁―自動車売機の割賦販売において、信販会社が商品の引渡しを受けていない購入者に対して立替金の請求をすることは信義則上許されないとした。また、商品の「瑕疵故障等」が抗弁を切断する事由として約定されている場合に、商品の引渡しがない

いという事由はこれに含まれないと解釈し、抗弁を肯定した。「X(信販会社) Y(消費)間の立替払契約は、法形式上は、A(販売業者) Y間の売買契約と別個の契約ではあるものの、立替払契約のみが独立して契約されることはない。また、XとAとは平素から業務提携関係にあり、Aと顧客との間の商品割賦販売契約により相互に利益を享受しあう関係にある。さらに、YからすればXに対する立替金の支払いは、Aに対する割賦販売代金の支払いをなすのと同質上何ら異ならず、経済的にはXとAとは売買契約について一体として売主側に立つものと評価しうる。このような実態に鑑みると、AがYに対して本件自動販売機の引渡義務を履行しないのに、売主側と評価されるXが実質上割賦販売代金と同視しうべき立替金の支払いを求めるのは信義則に反し許されない」。

【ゴルフ場の開場遅延—立替金請求否定】東京高判平成九・一二・一〇金判一〇五四号一九頁—ゴルフ会員権をゴルフ場経営者Aからクレジットで購入したが、Aがその後倒産し、ゴルフ場開設のめどが立たない場合に、購入者Yはクレジット会社Xへの賦払金の支払いを拒絶できるとした。この事例では、契約書の二〇条一項に「購入者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消するまでの間、当該事由の存する商品について、支払を停止することが出来るものとします。①商品の引渡しがなされないこと。②商品に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。③その他、商品の販売について、販売会社に対して生じている事由があること」という特約があり、本件ゴルフ場は完成予定時期から四年以上経過しても完成のめどは立っていない状況にあるから、「Aは、既に本件売買契約について債務不履行の状態にあり、Yからいつ本件売買契約を解除されてもやむを得ない状況にある」ということができ、このような事情は、本件契約書一〇条(1)③にいう『商品の販売について、販売会社に生じた事由』に該当する」と判示した。

同種の事案で、本判決と同様に、クレジット会社への支払拒絶を認めたものとして、東京地判平成九・七・三〇

判タ九六一号一九七頁があるが、その控訴審判決である東京高判平成一〇・四・二七判例集未搭載は支払い拒絶を否定し、東京地判平成九・八・二九判例集未搭載も支払拒絶を否定している(山本豊「ゴルフ場の開設遅延とクレジット会社への支払拒絶の抗弁」判タ九八八号「一九九九年」四一頁)。

## 8 解除

売買契約の債務不履行があった場合に売買契約の解除を認めて、その立替払契約への影響を問題とする判決と、売買契約の債務不履行につき立替払契約自体の解除を問題とする判決とがある。

### (1) 売買契約の解除

【売買契約の解除―立替金請求肯定】広島高判昭和六〇・一〇・一七判タ五九四号七五頁―クレジットで購入した婚礼家具が家具店の倒産により引渡しができなくなったため売買契約を解除した場合に、売買契約とクレジット契約は経済的に密接な関係があるが、法的には別個の契約であるから、売買契約の解除は立替払契約に影響を及ぼさないとした(原審である松江地判昭和五九年四月二五日判例タイムズ五二六号一九九頁も同趣旨。一審の松江簡判昭和五八・九・二一判時一一一九号一三一頁は、解除に伴う既払金の返還請求を肯定した)。

【売買契約の解除―立替金請求否定】京都地判昭和五九・三・三〇判時一一二六号八四頁、判タ五六八号七〇頁―お好み焼き屋が設置したジュースの自動販売機が購入後故障したのに販売店が修理に応じないので、売買契約を解除して信販会社に対する支払いを停止したという場合につき、本件売買契約とクレジット契約とはきわめて強い存続上の牽連関係に立っていること、信販会社が代金を立替払以前から自動販売機の所有権を取得するほどに売主と同様の立場に立つことを意図していること、信販会社と販売店は販売店の製品の製造、販売につき信販会社が販売

店に継続的に資金を供給し、販売店が購入者から高利の手数料を取得しうる権能を信販会社に付与する形でそれだけの経済上の利益を共有しあっており、かつそのため信販会社がなすべき手続きを販売店が代行し、その結びつきは常態となっていることを指摘して、販売店の債務不履行に対抗しうべき購入者の法的手段を、信販会社が封じようとするのは正義の觀念に反し、信義則に反するとした。

(2) 立替払契約の解除

【売買契約の債務不履行により立替払契約の解除を認めた事例】前出東京地判昭和五七・二・五―自動車の立替払契約に「購入商品の引渡し及び車検整備の実施は、契約成立後、直ちに行なわれます」という条項がある場合に、この条項は信販会社が販売業者の商品引渡義務を保証したものと解し、販売業者が倒産した場合、信販会社の保証債務の履行不能を理由として、買主は立替払契約の解除ができるとした。

9 合意解除

【売買契約の合意解除―立替金請求肯定】前出掲最判平成二・二・二〇―売買契約と立替払契約は法的には別個であり、割賦販売法改正前の事例では、購入者は特別の事情のないかぎり、販売業者との間で生じた事由をあっせん業者に對抗できないとした。

六 抗弁接続の効果

【既払金の返還請求―肯定】前出松江簡裁昭和五八・九・二一―売主の履行不能により買主が売買契約を解除した

場合に、本件売買契約と本件立替払契約とは、一個のクレジット販売契約の不可欠の構成部分であり、したがって、成立上、効力上、履行上完全な牽連関係に立つから、売買代金債務が履行不能により消滅したことは、立替払債務もまた消滅したものであり、既払金の返還を請求できるとした(控訴審である松江地判昭和五九・四・二五判例タイムズ五二六号一九九頁は、売買契約と立替払契約は別個・独立であるとして、既払金の返還請求を否定し、上告審である広島高判昭和六〇・一〇・一七判タ五九四号七五頁もこれを支持した)。既払金の返還請求の肯定例として、東京都消費者被害救済委員会の二例のあつせん例がある(昭和五六・九・二六生活行政情報二六四号七一頁、昭和五七・三・一九生活行政情報二六四号八一頁)。

【既払金の返還請求―否定】東京地判平成五・九・二七判時一四九六号一〇三頁、判タ八五七号一八五頁―「割賦販売法三〇条の四は、購入者保護の観点から、創設的に、購入者があつせん業者：から立替払契約に基づく割賦金支払の請求を受けた場合に、一定の要件の下、立替払契約とは別個の契約に関する事由であつて本来当然には対抗することができない売買契約につき：販売業者：に対して生じている事由を抗弁として対抗できることとし(最高裁判所平成二年二月二〇日判決)、売買契約における問題が解決されるまでの間、一時的に未払割賦金の支払を拒絶できることとしたものと解され、…これを超えて、右抗弁権の行使により、実体的に、売買契約とは別個の契約である立替払契約に基づく債権債務自体が消滅する、すなわち、購入者の側から積極的に右抗弁権を行使して未払割賦金債務を消滅させたり既払割賦金の返還を請求したりできるものと解することは困難である。」

否定例として、他に、福岡地裁小倉支判平成三・七・一九NBL四八五号六七頁がある。

## 七 提携型ローンと抗弁の對抗

(1) 商品を購入するに当たり、購入者が購入のための契約(売買契約など)とセットになったローンを利用するものを提携型ローンという。ローン提携販売や提携ローンなどがこれに含まれる。

提携ローンでは、購入者が販売業者から商品を購入するに際し、信販会社のあっせんによりその提携金融機関から商品代金相当額を借り入れ、購入者の委託に基づき右借入金が信販会社に交付され、信販会社から販売会社に商品代金として支払われる。そして、信販会社が購入者の委託に基づき右借入金債務の保証をし、その後、購入者は、右借入金および利息を信販会社経由で金融機関に分割返済するとともに、信販会社に対し一定の保証委託料を支払う。これに対して、割賦販売法によるローン提携販売(同法二条二項)では、購入者が販売業者の保証のもとに金融機関から融資を受け、それを商品の代金として一括して支払い、金融機関に分割して返済する。提携ローンでは信販会社が保証人になるが、ローン提携では販売業者が保証人になるという違いがある(これらについては、甲斐道太郎・島川勝・菊井康夫・津川博昭・木村清編著・ローン・カード・リースの裁判例「一九九四年」四〇頁。不動産の提携型ローンを含めてより詳しくは、木村・本田・千葉・前掲四〇頁以下参照)。

ローン提携販売では、結局、販売業者が責任を負わされ、それを履行すれば債権が販売業者のもとに帰属するので、買主はその段階で商品の欠缺などの抗弁を提出して販売業者に対抗できることになるため、信販会社への抗弁の對抗を認める実益に乏しいが、提携ローンでは、販売業者の保証がないため、買主と信販会社や金融機関との間で支払いに関する紛争が残ることになるので、抗弁の接続を認める実益が大きい。そこで、提携ローンの場合に

は、抗弁の接続を認めるべきだとする通産省の通達が出ており（昭和六一年八月一日付産業政策局消費経済課長通達―提携ローンは割賦法二条三項に規定する「割賦購入あっせん」に当たるとする）、判例も抗弁の接続を認める。例えば次の判決である。

【提携ローンの場合の割賦あっせん業者の意義・提携ローンと抗弁の対抗―肯定】東京高判昭和六三・三・三〇判時一二八〇号七八頁―Yは、A会社から自動車を購入し、その代金の一部をAと提携していたX信販会社を通じ、B生命保険会社から返済期間三年、三六回分割返済の約定で借り受けた。この貸金はXを経由して直接Aに交付されて代金の支払いに充てられ、その取立ては、XがBの代理人として行うこととされた。これと同時に、YのBに対する貸金債務につきXが連帯保証をした。ところが、AがYに対して自動車を引き渡さないで、Yは売買契約を解除した。Xは、Aからの割賦金の支払いが八回目以降、履行されなかったため、Bに残額を代位弁済し、Yに対して求償権を行使した。

判決は、信販会社が立替払いするのではなく、連帯保証人にすぎないから、信販会社ではなく、生命保険会社が割賦購入あっせん業者であるとし、信販会社から購入者への求償権行使に対し割賦販売法三〇条の四を類推適用して、抗弁の対抗を認めた。

右の判決に対しては、Xは、Yに対する貸金をBから受領してAに交付し、Bの委託を受けてYから分割弁済金を受領しているから、Xが実質的な信用供与者であるとして、X（信販会社）が割賦購入あっせん業者であり、直接同法三〇条の四を適用すべきであるとする批判が強い（山本豊「いわゆる保証委託型クレジットと支払拒絶の抗弁」NBL四二九号「一九八九年」一八頁）。

(2) ローン提携販売については、従来、割賦販売法三〇条の四第一項は、指定商品（二条四項）を目的とする割

賦購入あつせん(二条一項)について抗弁権の接統を認め、ローン提携販売(二条二項)には抗弁権の接統を認める規定がなかった。このような差異が生ずるのは、右の提携ローンとローン提携の違いからすると妥当のように見える。しかし、販売業者から保証依託を受けた信販会社は、金融機関に保証責任を履行した場合に、販売業者ではなく、直接買主に求償するケースがほとんどであり(木村・本田・千葉・前掲四六頁)、ローン提携販売についても抗弁の接統を認めるべきである。次の判決は、これを認めたものである。

【ローン提携販売と抗弁の対抗―肯定】大阪地判平成二・八・六―判時一三八二号一〇七頁―宅地分譲会社が土地の価値や将来の見通しなどについて虚偽の事実を告げて時価の三・八倍の値段で土地を売りつけ、提携機関がその購入資金を融資した場合に、債務者の連帯保証人がその債務の履行を拒絶できるかどうか争われた場合につき、売買契約の公序良俗違反による無効をローン会社に対抗できるとした。その判断ファクターとしては、①土地の販売会社とローン貸主との間に継続的な提携関係があり、借入金の使用目的が土地の購入代金の支払いに限定され、販売会社が買主の融資手続きを代行したものであり、売買契約と消費貸借契約が密接不可分の関係にあること、②ローン貸主の土地の評価が杜撰であり、不動産執行によっても回収できなくなる部分についての回収不能によるリスクをローン貸主に負わせても不当ではないことを指摘している(ただし、この判決は、当該事案がいかなるローン取引のものであったかにつき明確な判断を下していないため、この判決の事案は、提携ローンないしその他のローンの事案だった可能性もある。本田純一・契約規範の成立と範囲「一九九九年」一六六頁)。

最近(一九九九年四月)、「訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」が公布され、ローン提携販売、割賦購入あつせんの対象に指定役務および指定権利を追加し、また、ローン提携販売についても割賦購入あつせんと同様に、抗弁権の接統が認められることになった。ただし、不動産は、割賦販売法における指定商品

ではないため、依然問題が残っている。

(3) 提携ローンやローン提携販売により融資した金融機関の行為に対して、従来は、融資を受けた者が供給契約ないし融資契約の公序良俗違反、錯誤無効、抗弁の対抗といった、防御的主張を展開することが多かったが、最近では、次の判決に見られるように融資を受けた者の側から積極的に金融機関の不法行為責任を追求する事例が出てきている。

【悪質な販売業者と提携して購入資金を融資した銀行が不法行為責任を負うとされた事例】名古屋地判平成六・九・二六判時一五二三号一四頁―別荘地の造成・販売などの事業を営んでいる不動産業者に融資をしていた銀行が、不動産業者の経営難により融資金の回収が困難になったため、ほとんど未開発のまま放置された本件各土地を時価の一五〜二五倍で販売して債権を回収しようとして、使用目的を本件各土地の購入に限定するローンを用意して各土地の購入資金を融資したというものである。判決は、このような原野商法を行った不動産業者(販売業者)に不法行為責任を課すとともに、銀行が顧客への融資の担保として本件販売地に抵当権を設定するにあたり、本件各土地の時価を知っていながら不当に高額な評価をして、買主が本件各土地の価値の判断を誤る原因を作ったのみならず、本件ローン契約の締結を通じて販売業者が本件各土地を不当な高値で売却していることを知っていたと認定し、銀行も販売業者とともに共同不法行為の責任を負うとした。

#### 八 役務行為と抗弁の対抗

従来、割賦販売法三〇条の四第一項は、指定商品(二条四項)を目的とする割賦購入あつせん(二条一項)につ

いて抗弁権の接統を認め、役務については抗弁の接統を認めていなかったが、最近(一九九九年四月)、「訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」が公布され、指定役務(エステティックサロン、外国語会話教室、学習塾、家庭教師派遣の四業種を政令指定することが想定されている)および指定権利を規制対象に追加し、これについても抗弁の接統が認められることになった。この法改正に至るこれまでの判決には次のようなものがある。

【美容教室の閉鎖―立替金請求否定】小倉簡判昭和六一・七・八判タ六一四号一―四頁―美顔コースの役務契約をクレジットしたが、廃院により役務を受けられなくなったので履行不能を理由として役務契約を解除した場合に、立替金の支払請求を拒絶できるとした。

【請負工事の未着手―立替金請求否定】福岡地小倉支判昭和五九・二・一六判時一一二六号八四頁、判例タイムズ五二六号二〇一頁―請負に関する立替払契約について請負工事が着手されず、消費者が支払いを拒否した場合に、立替払の実行は契約締結後消費者から信販会社に対して立替依頼書の交付がなられてから行うという停止条件付であり、立替依頼書の交付がなされていない(停止条件不成就)として、立替金請求を認めなかった。

本件は特約付きの事例であり、この救済の法理は立替払契約について一般的に言えるものではないであろう。

【役務付帯契約(家庭教師派遣)―立替金請求否定】須崎簡判昭和六二・九・二八消費生活判例ファイル三七頁―「買い受け商品に破損、汚損、故障その他買主が販売店に対して生じている抗弁事由があるときは、その事由が解消するまで、当該事由の存する商品について割賦金の支払いを停止できる」旨の抗弁接統の特約があり、販売店が三年間教師を派遣して授業を行うことを条件に補習用学習教材の立替払契約をしたが、販売店が半年しか教師を派遣せず、教材も一部しか送付しなかった場合に、買主は信販会社に対し割賦金の支払いを拒絶できるとした。

本件は、指定商品の売買と役務提供が一体となっている場合であり、この場合には、以前から割賦販売法の適用があると解されてきた。

【英会話学校の倒産―貸金請求否定】大阪地判平成六・九・一三判時一五三〇号八二頁―英会話学校が経営不振で閉鎖されたため、受講生が契約を解除し、授業料の貸付けを受けた業者に対して債務不存在確認を求めたところ、学校と貸付業者とは相互依存的な関係があるので貸金債務の返済のみを続けるのは信義則に反するとした。

本件は、受講料が立替払契約によって支払われたというのではなく、資金的にも人的構成の面でも英会話学校と密接不可分の関係にある金融業者が受講料を貸し付けたという事例である。